

京都市家族介護用品給付事務取扱要領

(目的)

第1条 京都市家族介護用品給付事業実施要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、その事務取扱上の細目を定めるものとする。

(家族介護用品)

第2条 要綱第2条で規定する家族介護用品は、次のとおりとする。

- (1) 紙おむつ（パンツタイプ）
- (2) 紙おむつ（フラットタイプ）
- (3) 紙おむつ（テープ止めタイプ）
- (4) 尿取りパッド
- (5) 失禁シート・介護シート
- (6) 使い捨て手袋
- (7) 清拭剤
- (8) ドライシャンプー
- (9) 消臭剤
- (10) ウエットティッシュ
- (11) 介護ねまき
- (12) 食事補助具
- (13) 介護用肌着
- (14) 口腔ケア用品
- (15) ホルダーパンツ

(申請受付)

第3条 区役所・支所の健康長寿推進課又は京都市地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）は、要綱第6条第1項第1号に規定する家族介護用品給付申請書（以下「申請書」という。）により申請があった場合には、申請内容の確認を行うものとする。

2 支援センターは、前項に掲げる確認を行った後、速やかに申請書及び添付書類を要綱第3条に規定する「要介護高齢者」の介護保険被保険者証に記載されている住所地を所管する区役所・支所の健康長寿推進課に届けるものとする。

(受給資格の認定)

第4条 要綱第4条第1項第2号に規定する「配偶者」には、届出はないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

2 要綱第4条第2項に規定する「市長が特に必要があると認めた者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 要介護高齢者と現に同居しており、要介護高齢者を常時介護していることが明らかであるが、配偶者又は3親等以内の親族ではない者
- (2) 要介護高齢者と介護者が別居している事情が真にやむを得ないものであり、要介護

高齢者を常時介護していることが明らかな者。ただし、この場合において、事情により、要介護高齢者本人に対して介護用品を給付することができるものとする。

(給付券の受取方法等)

第5条 要綱第5条に規定する家族介護用品給付券（以下「給付券」という。）を受け取る時は、要綱第6条第4項に規定する家族介護用品給付決定等通知書（以下「通知書」という。）を提示して、受け取るものとする。

2 区役所・支所の健康長寿推進課では、給付券を交付したときは、直ちに台帳に次の各号に掲げる事項その他の必要事項を記入し、当該給付券の受領者を確認のうえ、京都市家族介護用品給付券受領書に記名させるものとする。

(1) 交付年月日

(2) 給付券番号及び給付券の枚数

(家族介護用品の受取方法等)

第6条 要綱第5条に規定する家族介護用品取扱事業者から家族介護用品を受け取る時は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 通知書及び申請書（利用者控え）を給付業務受託事業者に提示すること。

(2) 交付を受けた給付券と引換えに家族介護用品を受領すること。

附 則

この要領は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。